

【 第 8 号議案 】

役員を選出及び任務に関する会則の改正について（案）

大町ひじり学園PTA会則の一部を次のように改正したいので、同会則第7条第2項の規定により総会の決議を求める。

(改正箇所は下線部)

改 正 案	現 行
<p>(選出・承認) 第13条 各役員を選出・承認内容については、次のとおりとする。</p> <p>1 会長1，副会長3（うち1名母親委員長），<u>総務4（小学部3，中学部1，うち1名総務部長）</u>は役員選出委員会により選出し総会の承認を受ける。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(選出・承認) 第13条 各役員を選出・承認内容については、次のとおりとする。</p> <p>1 会長1，副会長3（うち1名母親委員長），総務4（小学部2，中学部2，うち1名総務部長）は役員選出委員会により選出し総会の承認を受ける。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>